

## 「雪若丸」生産組織登録実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部長（以下、「本部長」という。）が定めた「雪若丸」ブランド化戦略の生産戦略に基づいて、品種特性を十分に発揮した良食味・高品質の「雪若丸」を安定的に生産するため、生産組織の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審査機関の設置)

第2条 本部長は、生産組織登録の審査等を行う機関として、「つや姫」生産者認定、並びに「雪若丸」生産組織登録に係る委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会設置要領は別に定める。

### (生産組織の要件)

第3条 本部長が、山形県内で「雪若丸」の栽培を希望する生産組織を登録する。生産組織は、次の要件を全て満たしていることとする。

- (1) JA等の水稻部会、3戸以上の農業者で構成する組織、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4第1項に規定する事業を行う法人をいう。）または農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）（以下、「生産組織」という。）で、定款または規約を有していること。
- (2) 生産組織が有する水稻作付面積が10ha以上であること。
- (3) 生産組織の構成員全てが、県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していることを基本とする。。
- (4) 「雪若丸」の具体的な販売計画を有すること。
- (5) 「雪若丸」の種子の再譲渡や自家採種は行わないこと。
- (6) 「雪若丸」ブランド化戦略の推進に協力すること。

### (栽培要件)

第4条 栽培要件は次のとおりとする。

- (1) 栽培マニュアルに沿った栽培を行うこと。
- (2) 生産戦略に掲げるガイドライン（別表）に基づく生産方式を生産組織が設定し、責任を持って栽培管理を行うこと。

### (申請)

第5条 本部長は、「雪若丸」を栽培しようとする生産組織を一定の期間を設けて申請を募るものとする。

2 登録を受けようとする生産組織の長は、「雪若丸」生産組織登録申請書（（別記様式第1号）及び「雪若丸」販売計画書（別記様式第2号））に生産組織の定款または規約を添

えて、山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進地域本部長（以下、「地域本部長」という。）に提出するものとする。ただし、前年度登録された生産組織においては、生産組織の定款または規約、法人登記簿謄本（全部事項証明書、法人の場合のみ）に変更がない場合は、これらの提出を省略することができる。

- 3 地域本部長は第2項で提出あった申請書類を取りまとめ、本部長に提出するものとする。
- 4 本部長は、申請内容を補足する必要があると認めるときは、生産組織の長に対して追加の資料提出等を求めることができるものとする。

#### （登録の審査）

第6条 本部長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、登録要件に関する審査（以下「登録審査」という。）を委員会に付託するものとする。

- 2 委員会は、前項による付託があった場合は、申請書類その他必要な事項について別に定めるところにより登録審査を行い、その結果を本部長に報告するものとする。
- 3 申請者は、認定審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

#### （登録）

第7条 本部長は、登録審査において、第3条の要件を満たしていると認めた場合、「雪若丸」生産組織として登録し、「雪若丸」生産組織登録通知書（別記様式第3—1号）により生産組織の長に通知するとともに、「雪若丸」生産組織登録証（別記様式第4号）を交付するものとする。

- 2 本部長は、申請内容が第2条の要件を満たさない場合は、「雪若丸」生産組織非登録通知書（別記様式第3—2号）により生産組織の長に通知するものとする。
- 3 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から当該翌年度の3月31日までとする。

#### （登録の変更）

第8条 生産組織の長は、申請書類に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、本部長に「雪若丸」生産組織登録変更届（別記様式第5号）を提出するものとする。

- 2 本部長は、変更内容が適当と認められるときは、登録を変更する。

#### （登録の廃止）

第9条 生産組織の長は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに本部長に「雪若丸」生産組織廃止届出書（別記様式第6号）を提出するものとする。

- (1) 生産又は販売を中止又は廃止し、再開の見込みがないとき。
  - (2) 生産組織を解散したとき。
- 2 本部長は、届出を受理し、当該生産組織の登録を抹消する。

#### （生産者の報告）

第10条 登録を受けた生産組織の長は、各年の12月10日までに翌年産「雪若丸」の生産者について、「雪若丸」生産組織生産者報告書（別記様式第7号）により本部長に報告するものとする。

(生産・販売実績の報告)

第11条 登録を受けた生産組織の長は、当該生産組織の「雪若丸」の出荷に係る実績について、当該年10月1日から翌年2月末日までの状況を同年3月10日までに「雪若丸」生産・販売実績報告書（別記様式第8号）により本部長に報告するものとする。

(報告の徴収等)

第12条 本部長は、必要があると認めるときは、登録を受けた生産組織の長に対して「雪若丸」に係る報告等を求めることができる。

(登録の取消)

第13条 本部長は、登録を受けた生産組織が次の各号のいずれかに該当したときは登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) 本部長が求める報告を正当な理由がなく拒否したとき。
- (3) 「雪若丸」のブランド化の推進に係る重大な支障を及ぼす行為があったとき。

(登録を受けた生産組織及び当該生産組織に属する者の責務)

第14条 登録を受けた生産組織及び当該生産組織に属する者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 栽培マニュアル及び自ら定める品質・食味・栽培基準等を遵守すること。
- (2) 自ら定める出荷基準に基づき自主仕分け出荷すること。
- (3) 種子の再譲渡及び自家採種を行わないこと。
- (4) 自家消費等を除き、全量出荷（販売）すること。
- (5) 県内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、「雪若丸」の認知の向上や普及に努めること。
- (6) 「雪若丸」ブランド化戦略の推進にかかる各種制度の運用（各種提出物の提出含む）、「雪若丸」のブランド化の推進に協力すること。
- (7) 「雪若丸」の出荷量、流通状況及び消費動向については随時把握に努めること。
- (8) 「雪若丸」の計画的な生産、販売及び品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。

2 「雪若丸」の生産、流通及び販売等において、当該生産物に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、登録を受けた生産組織の長がその責任を負うものとし、当該登録を受けた生産組織の長は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 登録を受けた生産組織の長は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、「雪若丸」事故等報告書（別記様式第9号）により、早急に本部長あて報告しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

## 別表

### 高品質・良食味安定生産ガイドライン

際立つ白さとつやがあり、しっかりとした粒感や粘りなど、品種本来の特長を發揮するために生産ガイドラインを設定し、各生産組織が自らの責任で栽培管理を行うことを基本とする。

#### (1) 適地作付けの推進

- ・適地マップを提示し、“適地の目安”として活用する

#### (2) 栽培マニュアルの遵守

- ・栽培マニュアルを提示し、説明会や研修会で浸透させる

#### (3) 出荷基準の目標

- ・品質：原則1等米
- ・食味：玄米タンパク質含有率5.7～6.4%程度（水分15%）
- ・整粒：GL 網 1.95mm 以上推奨

#### (4) 安全安心な生産管理

次のいずれかの生産管理を行う。

- ・農薬の適正使用や安全管理等の県等が定めた農業生産工程管理
- ・有機栽培、特別栽培

## 「雪若丸」生産組織登録申請書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部長 殿

所在地

申請者

印

このことについて、「雪若丸」生産組織登録実施要綱第5条第2項の規定により申請します。

なお、同実施要綱第14条の規定による登録を受けた生産組織及び当該生産組織に属する者の責務を遵守することを申し添えます。

## 記

## 1 申請組織の概要

生産組織の名称 代表者の職氏名		
所在地、電話番号		
事務局及び事務担当者 TEL、E-mail		
構成員の人数		
構成員による県及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産への協力の有無		
水稻作付面積の合計	h a	
「雪若丸」の作付希望面積	平成31年	h a
	平成32年	h a

## 2 生産管理・出荷基準

安全・安心の取組 ※いずれかを選択	栽培方法	生産工程管理
	特別栽培、有機栽培、農薬の適正使用や安全管理等の 県等が定めた農業生産工程管理 (具体的に )	
出荷基準	玄米粗朶パク質含有率	
	選別網目	

## 添付書類

- ・「雪若丸」販売計画書（別記様式第2号）
- ・生産組織の定款または規約\*
- ・法人登記簿謄本（全部事項証明書、法人の場合のみ）\*

\* 平成30年度に登録した生産組織で既に提出した書類の内容に変更がない場合は省略できる

## 「雪若丸」販売計画書

山形「つや姫」 「雪若丸」ブランド化戦略推進本部長 殿

生産組織名

住所

代表者の職氏名

印

このことについて、「雪若丸」生産組織登録実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり「雪若丸」販売計画書を提出します。

### 記

1 販売予定先及び 販売予定数量	販売先	数量
		トン
		トン
		トン
2 販売期間		
3 販売価格の考え方		
4 その他		

## 「雪若丸」生産組織登録通知書

申請組織あて

本部長名

このことについて、「雪若丸」生産組織登録実施要綱第7条の規定により、下記のとおり登録しましたので通知します。

### 記

1 登録番号

2 生産組織名及び構成員数

3 所在地

(4 生産面積 a、ただし、作付可能面積の範囲内で通知する必要があるとき)

4 有効期限

## 「雪若丸」生産組織非登録通知書

申請組織あて

本部長名

このことについて、「雪若丸」生産組織登録実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり登録なりませんので通知します。

### 記

#### 1 非登録の理由

「雪若丸」生産組織  
登録証

生産組織名 (法人の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

生産組織の所在地 (法人の場合は、主たる事業所の所在地)

「雪若丸」生産組織として登録します。

平成 年 月 日

本部長名 印

## 「雪若丸」生産組織登録変更届

本部長名 殿

生産組織名 (登録番号 第 号)

住所 (法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地)

代表者の職氏名 印

このことについて、「雪若丸」生産組織登録実施要綱第8条の規定により、下記により登録内容等変更を届けます。

### 記

#### 1 変更を行う項目及び内容

(1) 項目名

(2) 内 容

<変更前>

<変更後>

#### 2 変更理由

## 「雪若丸」生産組織廃止届出書

本部長名 殿

生産組織名 (登録番号 第 号)

住所 (法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地)

代表者の職氏名 印

このことについて、「雪若丸」生産組織登録実施要綱第9条の規定により、下記のとおり「雪若丸」生産組織の廃止を届け出ます。

記

### 1 廃止事由

## 「雪若丸」生産組織生産者報告書

本部長名 殿

生産組織名 (登録番号 第 号)

住所 (法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地)

代表者の職氏名 印

このことについて、「雪若丸」生産組織登録実施要綱第10条の規定により、別添1のとおり登録生産組織における生産者を報告します。

別添

## 〇〇生産組織「雪若丸」生産者名簿

番号	氏名	住所	「雪若丸」 作付面積 (a)	県及び地域農 業再生協議会 が示す「生産の 目安」への協力 の有無(○、×)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

※ Excel ファイルで作成した一覧表電子データを別途提出すること

平成 年 月 日

## 「雪若丸」生産・販売実績報告書

本部長名 殿

生産組織名 (登録番号 第 号)

住所 (法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地)

代表者の職氏名 印

平成〇年産「雪若丸」の生産・販売の実績について、「雪若丸」生産組織登録実施要綱第11-9条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 集出荷及び仕分け数量

収穫数量 (kg)	集出荷数量 (kg)	基準達成数量 (kg)	基準未達成数量 (kg)	基準未達成の理由

#### 2 基準達成米の流通・販売状況

販売先	数量 (kg)	価格	備考

#### 3 基準未達成米の流通・販売状況

販売先	数量 (kg)	価格	備考

# 「雪若丸」事故等報告書

本部長名 殿

生産組織名（登録番号 第 号）

住所 （法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地）

代表者の職氏名 印

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事故内容	
2 対応状況	
3 対応結果	
4 その他	